



市章

# 大津市公報

平成30年3月31日  
号外(第19号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 規則

19	大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
20	大津市市税規則の一部を改正する規則.....	1
21	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	3
22	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....	3
23	大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則.....	5
24	大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	9

## 規則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第19号

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和33年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第12条第1号中「の規定による旅行雑費(次号において「規定旅行雑費」という。)及び条例第18条」及び「それぞれ」を削り、同条第2号中「、その実情に応じて任命権者と市長が協議して定める額を規定旅行雑費から」を削り、同条を第11条とする。

別表中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

様式第1号中

旅行者		職位		県内外区分	
-----	--	----	--	-------	--

を

旅行者

職位

に改める。

### 附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第20号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「第321条の8第25項」を「第321条の8第27項」に改める。

第50条の見出し中「軽減申告書」を「減額申告書」に改め、同条中「附則第10条の2」を「附則第10条の3」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額申告書の様式)

**第50条の2** 条例附則第21条の3に規定する申告書の様式は、様式第77条の6による。

第77条第1項第15号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

様式第77号中「新築住宅等に対する固定資産税軽減申告書」を「新築住宅等に対する固定資産税減額申告書」に、「あて先」を「宛先」に、「の軽減」を「の減額」に改める。

様式第77号の5の次に次の1様式を加える。

**様式第77号の6** (第50条の2関係)

改修実演芸術公演施設に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申告者 住所

氏名

電話

次の家屋について、地方税法附則第15条の11第1項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減額に係る申告をします。

納税義務者 (所有者)	住所		氏名 (名称)			
家屋の所在	家屋番号	家屋の種類	構造	床面積	建築年月日	登記年月日
				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>		
施設の内容(該当するにしを記入してください。)			劇場 集会場	演芸場 公会堂		
改修工事完了年月日			年 月 日			
備考 (改修工事完了後、3か月以内に当該申告書を提出することができなかった場合は、その理由を記載してください。)						

(添付書類)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し

主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----  
大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第7第1項第1号の表備考第1項を次のように改める。

1 この表に掲げる規制基準は、次に掲げるものについては、適用しない。

大気汚染防止法施行規則別表第3の第3欄に掲げる施設において発生し、及び大気中に排出される同表の第2欄に掲げる有害物質並びに同令別表第3の第2欄に掲げる施設において発生し、及び大気中に排出される水銀及びその化合物

滋賀県公害防止条例施行規則別表第8第3項第1号の表の第3欄に掲げる施設において発生し、及び大気中に排出される同表の第2欄に掲げる有害物質等並びに同項第2号の表の第3欄に掲げる施設において発生し、及び大気中に排出される同表の第2欄に掲げる有害物質等

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----  
大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第22号

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「第94条第1項」の次に「若しくは第107条第1項」を加える。

第4条中「第94条第1項」の次に「及び第107条第1項」を加える。

第7条第1項中「第99条第1項」の次に「、第113条第1項」を、「第137条第1項」の次に「、第140条の2」を、「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同条第2項中「第99条第2項」の次に「、第113条第2項」を加える。

第8条中「、第91条及び第113条」を「及び第91条」に改める。

第9条中「第94条の2第1項」の次に「及び第108条第1項」を加える。

第10条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条中「第94条第2項」の次に「及び第107条第2項」を加え、「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」を「開設許可事項変更許可申請書」に改める。

第11条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条中「第95条」の次に「及び第109条」を加え、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「管理者承認申請書」に改める。

第12条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条中「第98条第1項第4号」の次に「及び第112条第1項第4号」を加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「広告事項許可申請書」に改める。

様式第1号中

「

同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	応募する事業等の開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等の指定又は許可年月日	様式
地域密着	夜間対応型訪問介護				付表1
	認知症対応型通所介護				付表2
	小規模多機能型居宅介護				付表3
	認知症対応型共同生活介護				付表4

型サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護				付表 5	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表 6	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				付表 7	
	看護小規模多機能型居宅介護				付表 8	
施設	介護老人福祉施設				付表 9	
	介護老人保健施設					
ス 護予防サービ	地域密着型介	介護予防認知症対応型通所介護				付表 2
		介護予防小規模多機能型居宅介護				付表 3
		介護予防認知症対応型共同生活介護				付表 4

を

同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	応募する事業等の開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等の指定又は許可年月日	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
施設	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
ス 護予防サービ	地域密着型介	介護予防認知症対応型通所介護			
		介護予防小規模多機能型居宅介護			
		介護予防認知症対応型共同生活介護			

に、

「理事等縁故者」を「理事等法人関係者」に、

面積	m <sup>2</sup>	地目
----	----------------	----

を

面積 (公簿)	m <sup>2</sup>	登記地目
---------	----------------	------

に、「自己所有・賃借」を「自己所有・賃借」

に、

一人当たり面積	m <sup>2</sup>
---------	----------------

を

「  

一人当たりの居室面積(最小)	㎡	
----------------	---	--

に改め、「その他工事費」の次に「(外構工事)」  
」

を加える。

様式第2号中

「  

介護老人保健施設			
----------	--	--	--

を  
」

「  

介護老人保健施設			
介護医療院			

に、  
」

「  

介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			

を  
」

「  

介護予防訪問入浴介護			
------------	--	--	--

に、  
」

「  

介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション			

を  
」

「  

介護予防通所リハビリテーション			
-----------------	--	--	--

に改める。  
」

様式第9号中「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」を「開設許可事項変更許可申請書」に、「介護老人保健施設の」を「(介護老人保健施設・介護医療院)の」に改める。

様式第10号中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「管理者承認申請書」に、「介護老人保健施設の」を「(介護老人保健施設・介護医療院)の」に改める。

様式第11号中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「広告事項許可申請書」に、「介護老人保健施設に」を「(介護老人保健施設・介護医療院)に」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則様式第1号、様式第2号及び様式第9号から様式第11号までの規定により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第23号**

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号を次のように改める。

換気設備、排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）、非常用の照明装置又は防火設備（令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げるもの、常時閉鎖式のもの及び防火ダンパーを除く。）がある場合は、建築設備等検査結果表（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備）（様式第 5 号）

第 10 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 規則第 6 条第 4 項の規定により提出しなければならない同条第 3 項の報告書及び検査結果表並びに前項に規定する書類の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

第 13 条第 3 項中「又は第 13 項ただし書（）」を「、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書（これらの規定を）」に改める。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号(第9条関係)

(表面)

建築設備等検査結果表

(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)

棟別名称等				検査結果				
項目	番号	検査項目等		指摘なし	要是正	既存不適格		
							1	換気設備
有	無							
			中央管理方式の空気調和設備	無				
		換気設備を設けるべき調理室等	自然換気設備	無				
		有	機械換気設備	無				
		無						
		防火ダンパー等		有	無			
2	排煙設備	排煙設備(排煙機又は送風機を設けたものに限る。)		無				
		令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	機械排煙設備					
		有	排煙機	無				
		無	排煙口(手動開放装置を含む。)					
			排煙風道					
			給気口	無				
			加圧防排煙設備	無				
			その他の特殊な構造の排煙設備	無				
		令第126条の2第1項に規定する居室等	機械排煙設備					
		有	排煙機					
		無	排煙口(手動開放装置を含む。)					
			排煙風道					
			特殊な構造の排煙設備	無				
			可動防煙壁	無				
		予備電源	自家用発電装置	無				
			直結エンジン	無				
3	非常用の照明装置	非常用の照明装置		無				
		照明器具						
		電池内蔵形の蓄電池	作動状況(予備電源等)					
		有	照度					
		無	配線の接続状況					
			充電ランプ					
		電源別置形の蓄電池	作動状況(予備電源、切替回路等)					
		有	照度					
		無	分電盤の表示					
			配線の接続状況					
			蓄電池					
		自家用発電装置	作動状況(予備電源、切替回路等)					
		有	照度					
		無	分電盤の表示					
			配線の接続状況					
			自家用発電装置					

(裏面)

項目	番号	検査項目等	検査結果		
			指摘なし	要是正	既存不適格
4 防火設備		防火扉 有 無	外観及び周囲状況		
			危害防止装置		
			感知器等の連動機構(設置及び機能の状態)		
			閉鎖、作動状況		
		防火シャッター 有 無	外観及び周囲状況		
			危害防止装置		
			感知器等の連動機構(設置及び機能の状態)		
			閉鎖、作動状況		
		耐火クロススクリーン 有 無	外観及び周囲状況		
			危害防止装置		
			感知器等の連動機構(設置及び機能の状態)		
			閉鎖、作動状況		
	ドレンチャー等 有 無	外観及び周囲状況			
		感知器等の連動機構(設置及び機能の状態)			
		作動状況			

特記事項

項目	番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

上記以外の検査項目等で特に報告を要する事項

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入の上これを添付してください。
- 「検査結果」欄には、換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置にあっては建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)に準じて行った検査の結果により、防火設備にあっては防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成28年国土交通省告示第723号)に準じて行った検査の結果により、該当するものに 印を記入してください。
- 「既存不適格」欄には、「要是正」欄に 印を記入した場合で、法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、 印を記入してください。
- 「4 防火設備」は、定期報告の対象となっている防火設備及び常時閉鎖式の防火設備のみである場合は、記入は不要です。
- 「特記事項」には、検査の結果、要是正の指摘があった場合又は指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合又は改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に括弧書きで当該年月をそれぞれ記入してください。
- 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、当該部分を各階平面図に明記してください。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----

大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第24号**

大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市市民プールの管理運営に関する規則(平成26年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(大津市富士見市民温水プールを除く。次項において同じ。)」を削る。

第3条を削る。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。